

## 吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行業務 仕様書

### 1 目的

本事業は、吹田市千里山地区等コミュニティバスの試験運行及び管理等を行うことを目的とする。

### 2 事業名

吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行業務

### 3 事業内容

#### (1) 事業形態

本市と吹田市千里山地区等試験運行事業者公募型プロポーザルにおける最優秀提案者として選定された運行事業者（以下「運行事業者」という。）で、この仕様書に基づく運行に関する協定書等（以下「協定書等」という。）を締結し、運行事業者は、道路運送法第4条による一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けて運行を行うものとする。

#### (2) 事業期間

令和4年2月から令和6年2月まで（予定）

詳細な日程については、決定した運行事業者と調整を行う。

#### (3) 運行開始手続き

運行事業者は、道路運送法第4条に基づく許可申請をはじめ、運行を開始するために必要な手続きについて、遅滞なく確実に行うこと。

### 4 運行路線及びダイヤ等

運行開始日から運行する路線及びダイヤについては、別添「吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行路線及び吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行時刻表」のとおりとする。

### 5 車両について

#### (1) 車両

ア 運行車両は運行事業者が確保すること。

イ 運行車両は、日野ポンチョショートタイプとする。1台はコースを走行し、緊急事等の予備車として1台、計2台で運行する。また、市の指示によるラッピングを行うこと。

寸法：全長約6.3m、車両幅約2.1m

乗車定員：座席10席、立席18席

ウ 運行車両は、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）に規定する基準を満たしていること。

エ 運行車両は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）に規定する「公共交通移動等円滑化基準」を満たしていること。

オ 運行車両の減価償却期間は原則 5 年とする。

カ 運行車両には、デジタル方向幕、車内案内機器、（バス停・沿線案内、降車ボタン）、料金箱、ドライブレコーダー（バスの前方、後方、車内を撮影できるもの）、を整備すること。

## （2）維持管理

道路運送車両法第 47 条、第 47 条の 2 及び、第 48 条の規定に基づく車両の点検整備並びに清掃等車両の適正な維持管理に勤めること。

また、車両に付属する消耗品、備品等を適正に管理すること。

## （3）事業の中止、または廃止時の取扱いについて

事業の中止、または廃止する場合等においては、車両の取扱いについて市と協議すること。

## 6 バス停留所について

（1）バス停留所については、事業者により設置するものとする。ただし、標識については、市が保管している流用品（置き式）の利用に努めること。ただし、流用するにあたり必要な作業は事業者により行うものとする。

（2）他の路線バスとバス停留所が重複する箇所については、市及び関係事業者間で調整を行う。

（3）バス停留所標識の維持管理を行うこと。

## 7 休憩所、車両車庫について

### （1）休憩所

必要な休憩場所は運行事業者が確保するものとする。

### （2）車両車庫

バス車両については、運行事業者の車庫等で保管するものとする。

## 8 運行ルート、運行日、運行時間、運賃について

### （1）運行ルート

約 12.3km の周回コース

### （2）運行日

1 月 1 日から 1 月 3 日を除く毎日運行。

(3) 運行時間

平日、土日祝ともに概ね8時から概ね19時（1日11便）

(4) 運賃

ア 区間均一、1乗車につき大人200円、子ども（小学生以下）100円、又は回数券1枚。

イ 1歳以上6歳未満の幼児は、小学生以上の同伴者1人につき2人まで無料。

ウ 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている人が、手帳を提示した時は、半額、介護者1人も半額。

9 運行業務の内容

(1) 運転業務に関すること。

ア バス運転上関係する法令等を遵守すること。

イ 安全運行に万全を期するとともに、安全運行等に関する研修を十分行うこと。

ウ 車内アナウンス、行先表示の操作を的確に行うこと。

(2) 運行管理者及び整備管理者をおくこと。

(3) 車両の始業点検を実施のこと。

(4) 車内清掃は毎日行うこと。車外清掃は、車両の汚れがないように適宜行うこと。

(5) 利用者等からの日常の問合わせ、案内等の対応を適切に行うこと。

(6) 運賃収入等の収納業務に関すること。

ア 毎日、運賃料、販売した回数券などの金額を集計し、日報を作成すること。

イ 日報は、1か月分まとめて翌月の20日までに市にデータで提供すること。

(7) バスの運行に必要な業務を行うこと。

ア 定時性の確保に努めること。

イ 回数券等の販売を行うこと。

ウ 車内の忘れ物についての対応を行うこと。

(8) 利用状況の報告を行うこと。

コミュニティバスの利用者数についての報告を翌月の10日までにを行うこと。

報告する内容は、乗車定員（1日ごと）、バス停ごとの利用人数（1日ごと）とする。

10 緊急時（事故発生時等）の対応

吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行業務にあたり、以下に該当する時は、直ちに市に連絡するとともに適切な処理をとること。

(1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に支障が生じ、または生じるおそれがあるとき。

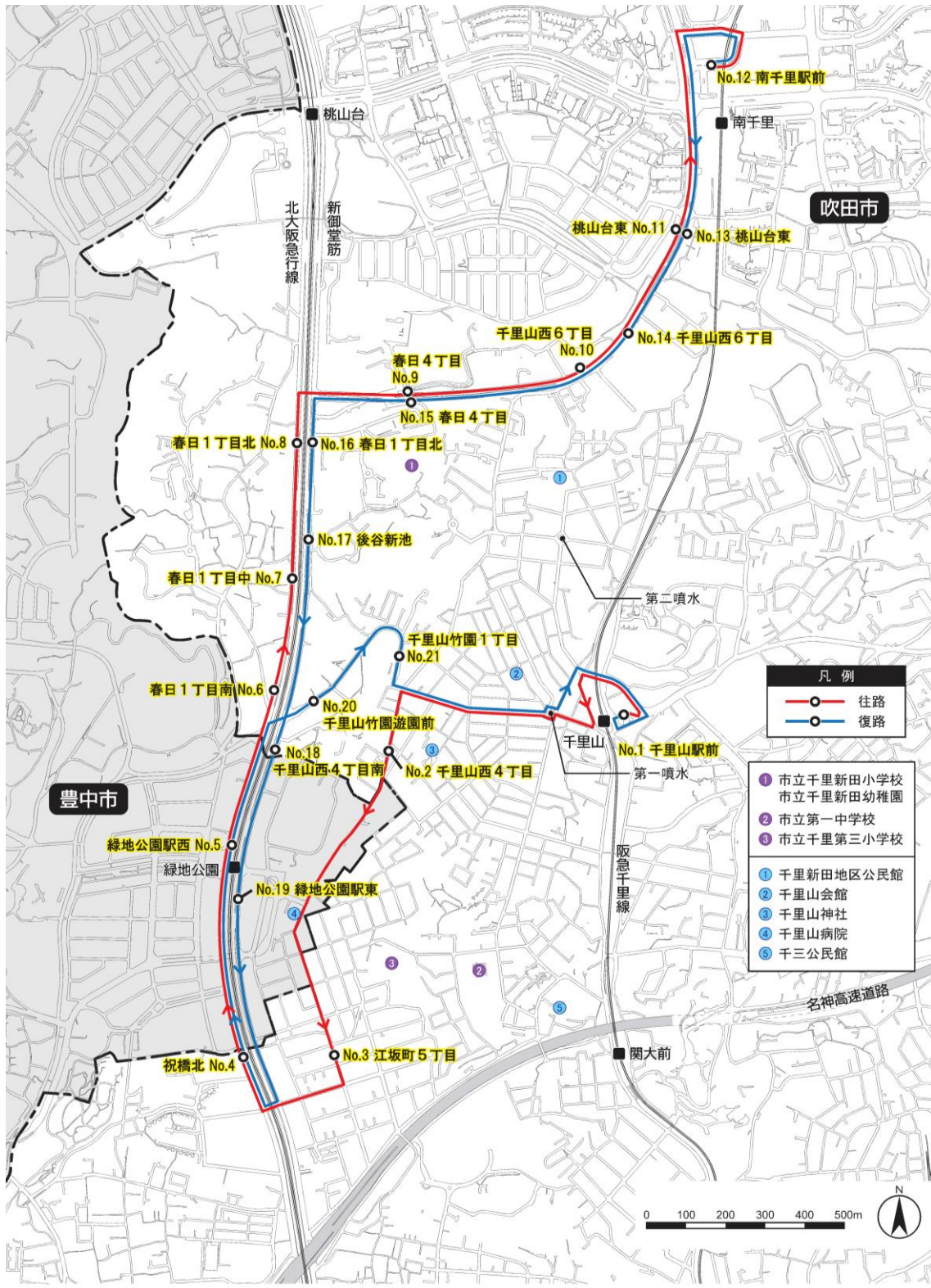
(2) コミュニティバス利用者が、交通事情等により、生命及び身体を害したとき。

## 1.1 損害賠償について

吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行業務に起因する損害又は傷害に対する賠償は、運行事業者がその責任を負うこと。また、市が責めを負うことになった賠償については運行事業者に求償するものとする。

## 1.2 その他

- (1) 市が必要に応じて行う行事、利用者アンケート等の調査に協力すること。
- (2) バスの利便性の向上及びバス利用者の推進を図るために、運行事業者は、周辺公共交通機関との乗り継ぎサービス向上を検討すること。また常に創意工夫に努めること。
- (3) 市による運行計画の見直しにより、運行業務内容に変更があった場合は、協力すること。
- (4) 個人情報及び業務上知り得た情報の取り扱いには十分留意すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、必要に応じて事業者及び吹田市が協議の上、定めるものとする。



吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行路線

番号	停留所	始発	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	終発
1	千里山駅前	8:03	9:03	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03	18:03
2	千里山西4丁目	8:06	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06
3	江坂町5丁目	8:10	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10
4	祝橋北	8:12	9:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12
5	緑地公園駅西	8:14	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14
6	春日1丁目南	8:17	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
7	春日1丁目中	8:18	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18
8	春日1丁目北	8:19	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19
9	春日4丁目	8:22	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22
10	千里山西6丁目	8:24	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
11	桃山台東	8:26	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26
12	南千里駅前	8:31	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31
13	桃山台東	8:37	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37
14	千里山西6丁目	8:38	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38
15	春日4丁目	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41
16	春日1丁目北	8:43	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43	18:43
17	後谷新池	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44	18:44
18	千里山西4丁目南	8:47	9:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47	18:47
19	緑地公園駅東	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48	18:48
4	祝橋北	8:51	9:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51	18:51
5	緑地公園駅西	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52	18:52
20	千里山竹園遊園前	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54	18:54
21	千里山竹園1丁目	8:56	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56	18:56
1	千里山駅前	8:58	9:58	10:58	11:58	12:58	13:58	14:58	15:58	16:58	17:58	18:58 終

## 吹田市千里山地区等コミュニティバス試験運行時刻表

※決定した運行事業者との協議により、最終決定いたします。